特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	軽自動車税賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、軽自動車税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和7年3月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

- IOALIGTA						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税賦課に関する事務					
	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。					
	【申告書受付事務】 ・軽自動車・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合会)、運輸支局、自動車検査登録事務所等で申告のあった情報を入手する。 ・原動機付自転車、小型特殊自動車については、市で申告を受け付ける。					
	【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。					
②事務の概要	【当初賦課後の賦課決定事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や、車両の解体・使用不能等が判明した場合は、賦課した税額を変更する。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書または税額変更通知書を作成し、送付する。					
	【減免事務】 ・減免の申請を受理する。 ・減免を決定し、該当車両の納税義務者に対して決定通知書を送付する。					
	【調査通知事務】 ・死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを保持していた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。					
	【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。					
	<中間サーバにおける事務の内容> ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバ」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会					
③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
(1)宛名·口座特定個人情報 (2)軽自動車税特定個人情報						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
	番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条					
②法令上の根拠	表中 (命令第2条表中における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法 律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で主務省令で定めるもの」と なっているもの(48の項)					
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく					

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部 税務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1145					
9. 規則第9条第2項の適用	Ι]適用した				
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年3月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	6年3月31日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	雷占佰日評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全 又は全項目評価書において、リスクタ	達項目評価書	
されている。	心(及民)に りい	CI&, (10 (10	生尽场口 叶侧音。	人は主次ロ計画書にもりいて、ソベノが	小 火 ○2 叶小川 /3・6 □ 年火	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	長託		[]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	を (委託や情報	提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) []	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続	1]接続しない(入手) []	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 〈選択肢〉 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。 アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 アクセス権限の管理を行っている。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日		税務課長 南川 恒司	税務課長 小林 久欣	事後	
平成30年8月31日	者 評価実施機関における担当部 署	税務課長 小林 久欣	税務課長	事後	
平成30年8月31日	しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成27年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成27年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成30年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成30年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	地方祝法寺の法律に基づく、以下の軽目期単 税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い 特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自 動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報 を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽 引車両については、軽自動車検査協会(全国軽 自動車協会連合会)で申告を受け付けた情報を 入手する。 ・原付、小型特殊については、市で申告を受け 付ける。 ・課税保留、課税免除、減免の申請を受け付け	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車 税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い 特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・軽自動車・二輪の小型自動車については、軽 自動車検査協会(全国軽自動車協会連合会)、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。	・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税 申告を受領した場合や、車両の解体・使用不能 等が判明した場合は、賦課した税額を変更す る。	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で主務省令で定めるもの」となっているもの(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和1年6月28日	11 しざい他判断項日	2. 取扱者数	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		新規入力	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	Ⅲ しざい他判断項日 	1. 対象人数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情 報開示·訂正·利用停止請求 連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131		
令和4年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		②法令上の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和2年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点	事後	
令和4年9月26日		1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和3年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅲ しざい他判断項日 	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点	事後	
令和6年9月25日	11 网络海绵 3 烟入本子(1)	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19栄帛8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で主務省令で定めるもの」となっているもの(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の表金の第2の	番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中(命令第2条表中における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で主務省令で定めるもの」となっているもの(48の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第50条第14項	事後	
令和6年9月25日	11 しさい値刊断項日 	2. 取扱者数	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和6年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和6年3月31日時点	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		新規入力	事後	様式変更に伴う修正
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		新規入力	事後	様式変更に伴う修正